

障害のある子ども、家庭への支援

巻頭特集

相談しよう

妊娠
おめでとー

よっこそー！
赤ちゃん

子育て応援

近所に
おでかけ

子どもを
あずけたい

小学校・
中学校

障害のある
子ども、家庭
への支援

ひとり親家庭
への支援

子どもの
安全防犯

もしもの
ときは

巻末特集

地図

施設一覧

障害者手帳等の取得

各種手帳の交付については下記へお問い合わせください。

身体に障害のある方

・身体障害者手帳

問合せ先 障害者福祉課障害者相談係 ☎5608-6165

知的発達に障害のある方

・愛の手帳(国制度の療育手帳を兼ねています)

問合せ先 江東児童相談所 ☎3640-5432

精神に障害のある方(発達障害のお子さんが取得可能な場合もあります)

・精神障害者福祉保健手帳

問合せ先 向島保健センター ☎3611-6135
本所保健センター ☎3622-9137

費用等の助成

障害のあるお子さん・家庭に対する手当一覧

申請方法等についてはお問い合わせください。

種類	支給要件 ※支給制限あり。詳細はお問い合わせください。	手当月額	問合せ先
障害児 福祉手当 (国制度)	次のいずれかの障害に該当し、日常生活に常時介護を必要とする状態にある20歳未満の方に支給します。 ①身体障害者手帳1級・2級程度の方 ②愛の手帳1度・2度程度の方 ③上記と同等の疾病、精神障害の方	14,790円 (2019年度)	障害者福祉課 障害者給付係 ☎5608-6163
東京都 重度心身 障害者手当	次のいずれかに該当する方に、支給します。 ①重度の知的障害があって、日常生活について常時複雑な介護を必要とする程度の著しい精神症状を有する方 ②重度の知的障害であって、重度の身体障害を重複して有する方 ③重度の肢体不自由であって、両上肢及び両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難な程度以上の身体障害を有する方 ※3歳未満の乳幼児は医学的判断ができないことがあり、申請できない場合があります。	60,000円	
心身障害者 福祉手当 (区の制度)	各障害の程度に応じて手当を支給しています。 ※児童育成手当(障害手当)の対象の方は対象外となります。 ■身体障害者手帳 ●1・2級…15,500円 ●3級…7,750円 ■愛の手帳 ●1～3度…15,500円 ●4度…7,750円 ■特殊疾病(難病)の認定を受けている方…15,500円 ■脳性麻痺または進行性筋萎縮症…15,500円		

種類	支給要件 ※支給制限あり。詳細はお問い合わせください。	手当月額	問合せ先
児童育成手当(障害)	20歳未満で次のいずれかに該当する児童を養育している方に支給します。 ①「愛の手帳」1～3度程度 ②「身体障害者手帳」1～2級程度 ③脳性マヒ、進行性筋萎縮症	児童一人につき 15,500円	子育て支援課 児童手当・ 医療助成係 ☎5608-6376
特別児童扶養手当	20歳未満で次のいずれかに該当する児童を養育している方に支給します。 ①「愛の手帳」1～3度程度(含む精神障害) ②「身体障害者手帳」1～3級程度(含む内部障害)	重度/52,200円 中度/34,770円	
自立支援医療(育成医療)の支給	18歳未満で身体に障害のある児童で、手術等によって障害の改善が見込まれる方 ※入院時食事療養費等は助成の対象外です。	対象の障害の治療にかかる医療費のうち、保険診療の自己負担分の一部	保健計画課 健康推進担当 ☎5608-8514 向島保健センター ☎3611-6135 本所保健センター ☎3622-9137
小児精神障害の医療費助成	18歳未満の児童で、精神障害のため入院治療が必要な方 ※入院時食事療養費等は助成の対象外です。	対象の入院治療にかかる医療費のうち、保険診療の自己負担分	向島保健センター ☎3611-6135 本所保健センター ☎3622-9137

その他の支援

保育園での障害児の受け入れ

区内の保育園(一部の園を除く)では、心身に障害のあるお子さんの保育を実施しています。保育にあたっては、障害児の人数に応じて保育士の増配置を行うなどの配慮を行っています。

問合せ先 子ども施設課保育係 ☎5608-6161

就学後の障害児の受け入れ

区立小学校、中学校に、特別支援学級、難聴学級、言語障害学級、情緒障害学級、特別支援教室が設けられています。また、障害や病弱の程度により、都立盲・ろう・特別支援学校があります。

問合せ先 学務課給食保健・就学相談担当 ☎5608-6304

心身障害児(者)歯科相談等事業

心身に障害のある方を対象として、ひかり歯科相談室(すみだ福祉保健センター内)において歯科健診・相談、歯みがき指導、予防処置等を行っています。(予約制)

問合せ先 保健計画課保健計画担当 ☎5608-6189

児童通所支援

■児童発達支援

心身に障害または発達の遅れがある未就学児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

ご利用には「通所受給者証」が必要となります。

申請方法、事業所一覧は区HPへ。

問合せ先 障害者福祉課事業者係 ☎5608-6578

■放課後等デイサービス

心身に障害または発達の遅れがある18歳までの就学児に、学校終了後または休業日に、生活能力の向上に必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。

区HP
(児童通所
支援)

